（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する省令の一部改正）

第十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する省令（平成九年総理府令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
裁決申請書 年　月　日 収用委員会殿 裁決申請者　住所 氏名 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第三項の規定による損失の補償について、同法附則第四項の規定による協議が成立しない（協議をすることができない）ので、同法附則第五項の規定により、左記のとおり裁決を申請します。 記 相手方の氏名及び住所 暫定使用に係る土地等　所在地 種類及び数量 損失の事実 損失の補償の見積り及びその内訳 取得した（させた）担保の額 協議の経過	裁決申請書 年　月　日 収用委員会殿 裁決申請者　住所 氏名 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第三項の規定による損失の補償について、同法附則第四項の規定による協議が成立しない（協議をすることができない）ので、同法附則第五項の規定により、左記のとおり裁決を申請します。 記 相手方の氏名及び住所 暫定使用に係る土地等　所在地 種類及び数量 損失の事実 損失の補償の見積り及びその内訳 取得した（させた）担保の額 協議の経過